

減免の概要

- 1 令和6年能登半島地震により被災された方に対して、被災した自宅に替わる住宅（附属建築物を除く）の建築等を行う場合、建築に伴う確認申請、完了検査申請等の手数料（申請ごとに全額）を減免します。
- 2 手数料減免の適用を受けようとする場合は、確認等の申請時に、被災したことを証する書類（写し）を添えた手数料減免申出書とともに申請してください。
- 3 減免の対象となる被害程度区分は「半壊」以上です。
- 4 申請上の注意事項
 - ・確認済証、検査済証の交付日に係る期限の規定がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いいたします。
 - ・被災状況等の確認のため、現況写真や書類を求める場合があります。
 - ・ご不明な点は検査課までお問合せください。
 - ・予算がなくなり次第、新規の受付を終了しますので、予めご了承のほどよろしくお願いいたします。